

これも、昭和26年5月1日保文発第1346号に「資格喪失後継続して傷病手当金の支給を受けている者については、保険診療を受けていても、一旦稼動して傷病手当金が不支給になった場合は、完全治癒であると否とを問わず、その後労務不能となっても傷病手当金の支給は復活されない」という通達があるからです。

さらに昭和31年12月24日保文発第11283号の通達では、「昭和28年11月1日に資格を喪失した被保険者について、同年6月30日から10月31日まで結核による傷病手当金が支給されていた。継続給付を満了した者であったので、喪失の日の11月1日から翌29年12月29日までの傷病手当金を昭和31年10月16日に請求してきた。しかし、昭和28年11月1日から翌29年10月15日までの分は時効により支給出来ない。このような場合は、法第104条の「継続して」に該当しないので時効未完成の期間についても継続給付は受けられない。」とあります。

●西尾の解説

とにかく、退職日に傷病手当金を受けることができる状態で退職することがポイントです。

通達自体が大変古いものですが、条文にさりげなく書かれてある「資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けている」「継続して」の文字が退職後も引き続き傷病手当金を受けられるか否か重要なポイントです。協会けんぽ京都支部作成の「よくわかる健康保険」のリーフレットには、Q&Aに退職後の支給要件に「退職日も労務不能であること」と書いてあります。でも、この一行だけ。見落としてしまいそうです。

★トピックス ～新年金制度の基本原則～

政府の「新年金制度に関する検討会」は、最低保障年金制度導入、国民年金、厚生年金、共済年金制度の一元化など7項目から成る新制度の基本原則をまとめました。

一元化は、所得に応じて年金受給額が決まる所得比例年金と、消費税を財源とする最低保障年金を組み合わせる仕組みだそうです。

民主党のマニフェストでは保障年金月額が7万円と謳っていますが、今回の基本原則には具体的な月額の明示はありませんでした。又、政府は2013年中に新制度の関連法案成立を目指しているとのこと。

~~~~~編集後記~~~~~

デパ地下で、この頃規格外のお野菜を少し大きめのパッケージで、手頃なお値段で売っています。

先日、デパ地下で、そんな規格外の空豆を買いました。通常の空豆は、一つの莢に、二粒か運が良ければ三粒のお豆さんが入っているのですが、さすが規格外、一つの莢に一粒のお豆さん、かわいらしかったです。

そして、量もたっぷり。

冷えたビールを、イズミヤで購入した強化ガラスのグラス(@528)で。
そして、あては上記の空豆をおいしくいただきました。

規格外、大歓迎です。

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

-----  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
-----